

JASS 2 仮設工事標準仕様書改定の趣旨

2006年1月改定版

本仕様書は、工事現場内で工事を完成させるために必要な共通仮設工事に適用するものであり、建物の品質と工事の安全を確保すること、および建設公害の発生や第三者災害の防止を図ると同時に、現場近隣の環境保全に配慮することを目的としている。共通仮設工事とは、事前準備、仮設建物、足場、工事用機械、工事用の電気と給排水および災害防止対策などの工事と、それらの工事で使用する仮設材料を対象としている。

本仕様書の章立ては、共通仮設工事に対応して、1節 総則、2節 仮設工事計画、3節 事前調査、4節 仮設建物、5節 足場、6節 工事用機械、7節 工事用電気・給排水設備、8節 災害防止対策 となっており、付録の内容として新たな仮設の養生機構・連層足場・大空間足場・自動化工法・複合仮設を最新事例として紹介した。

今回の改定作業は、前回改定（1994年11月）からすでに10年以上が経過しており、建築工事を取り巻く大きな環境の変化に対応し、多くの現場工事担当者に利用される仮設工事標準仕様書とすることであり、単位・省庁名称・法規・制度などの変更による基本的な訂正、社会や技術の変化に伴う改定および陳腐化した項目の改定、さらに、性能設計を念頭に置いた内容とした。

特に、1994年版では「1節 総則」に記述されていた「仮設工事計画」を節として独立させ「2節 仮設工事計画」とした。ここでは、仮設工事計画の位置付け、目的を記述し、本仕様書各節との対応を示した。さらに、工事中建物の全体仮設計画を表現する「総合仮設計画図」を新規に挿入し、描画のポイントを示した。

各節ともに、最新の内容および情報を記述した。また、仮設工事計画に関連する法令については、従来は羅列に留まっていたが、その狙いと関連する内容を整理して記述することとした。労働安全衛生法はじめ各関係法令の詳細を盛り込むとあまりにも長文となることを配慮し、また、性能設計を念頭におき、本文としてはできるだけ単純・明確にすることとし解説を充実する方針とした。本書が仮設工事の仕様書として有効に利用してくれることを期待したい。

2006年1月

日本建築学会

JASS 2 仮設工事標準仕様書改定の趣旨

—1994年11月改定版—

JASS 2の前回の改定からすでに10年以上経過する中、この間における社会の経済活動の流れの影響を受け、建築工事を取り巻く環境は大きく変化してきた。建築工事全般における不安定な労働情勢が懸念され、その対応として施工技術革新による工業化・機械化といった手法を積極的に取り入れるようになってきた。仮設工事全般についても、当然こうした動きに連動した対応が求められ、仮設工事計画の重要性がますます認識されるようになってきた。今回の改定にあたっては、こうした状況にできるだけ呼応できるように技術内容の刷新をはかるとともに、総則において、監督官庁への手続き、仮設工事計画といった項を設けることとした。また、共通仮設工事に関連する用語についての定義も充実させることとした。

仮設建物の計画にあたっては、作業環境の整備が重要であることを示した。衛生施設の項を設けたり、全天候型工所用仮設物にも触れることとした。仮囲いについては、近隣の環境を考慮した対応策の必要性を示すこととした。仮設通路、乗入れ構台、荷受け構台といった項に仮設道路の項を加え、安全性の確保のための仕様を詳しく示すこととした。

足場の計画にあたっては安全性の確保が極めて重要であることを示し、考慮すべき関係法令について触れるとともに、特殊用途の足場、作業中や移動中の足場などを中心に足場の安定性の検討のための計算の実施を重視することとした。

工所用機械と設備工事については二つの節に分け記述することとした。工所用機械の節では、関連法規の改正に合わせて記述することとした。設備工事の節では、工所用電気設備と給排水・衛生設備について内容を刷新して記述した。

災害防止対策、その他の節では、工事に携わる作業者の労働災害防止対策についての記述のほかに、工事現場周辺の災害防止対策、公害対策、近隣対策について示し、さらに災害補償対策の項を設け、法定保険や任意の法定外保険についても記述することとした。

これまでのJASS 2はJASS 1と合わせて発行されていたが、今回の改定においては別々に発行することとなった。改定にあたり、使われるJASS 2を発行したいという思いがあった。建築工事における仮設工事の重要性については上述したとおりである。本書が仮設工事の仕様書として有効に利用してくれることを期待したい。

1994年11月

日本建築学会

改定の趣旨

—1982年11月改定版—

JASS 1 (一般共通事項) および JASS 2 (仮設工事) が前回改定されてからすでに 10 年以上経過しており、建築工事をめぐる社会情勢の変化に応じた改定が数年前から求められていた。

JASS 1 改定案を検討していく過程で、JASS 体系そのものの存在意義やあり方について多くの意見が出され、繰り返し議論された。これらの問題については今後さらに検討していかなければならないが、今回の改定作業にあたっては基本的には従来の考え方を踏襲することにし、不都合な部分のみを修正するという方針とした。

現行の JASS はそのまま実際の工事の共通仕様書として用いられることもあり、単なる技術指針ではない。そのような意味でこれまでの JASS 1 には欠落している事項が多く見出された。今回の改定では、そのような事項を充実させることに 1 つの重点をおいた。また、工事請負契約約款とも整合性をもたせるように努力した。

JASS 1 を改定すると、JASS 2 以下に種々の影響を与える可能性がある。しかし、今回の改定では、JASS 2 以下にできるだけ影響を与えない範囲で改定することにした。特に用語については種々の意見があったが、従来から JASS で用いている用語をできるだけ踏襲することにした。

近年、カーテンウォール工事や設備ユニット工事のように、性能発注に適した工事が増加する傾向にあり、仕様書のあり方にも影響を与えている。また、工事の品質管理にあたっては施工者の自主管理を重視する傾向がある。このような方向もできるだけ考慮して改定をおこなった。

JASS 2 の改定に際しても、労働安全衛生法規の改正、労働省産業安全研究所や仮設工業会などで作成された仮設工事に関する多くの基準・指針類、ならびに仮設工事に関して新たに制定または改定された JIS など、検討すべき事項が多かった。これらの詳細を盛り込むとあまりに長文となるうらみもあることを配慮し、本文としてはできるだけ単純・明快にすることとし、解説を充実する方針とした。

解説の内容については、精粗の程度にふぞろいの点もあるが、一般的な工事の実情に合わせて必要かつ十分なものをめざした。本解説書を活用されて、円滑かつ安全に工事を実施されんことを切望する。

昭和 44 年 7 月改定版

JASS 1 および JASS 2 は、すでに現在のものが数年前より発行されているが、その解説書が未発表であったので、昨年度より委員会を開いて、その発刊の準備をし、おくれさせながら今回その発刊を見るに至った。

解説書編集・執筆にあたっては、標準仕様書そのものの本文の改正を要するものが若干あることを発見したが、既発刊であるので、委員会としては本文の改定はつぎの機会に見送ることにし、施工法の改変、法規、材料の JIS の変更のあるものに対しては、解説書において、改正・説明するという方針とした。

解説の内容については、その精・粗の程度に不ぞろいの点もあるが、世間の実情に合わせて、必要にして十分であるという程度で編集を取りまとめることにした。本解説書を活用されて、円滑・安全な工事を実施されんことを切望する。

建築工事標準仕様書制定の趣旨と執筆方針

- (1) 日本建築学会は、建築工事標準仕様書を制定し社会に対して刊行する。この仕様書は、JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、工事種別毎に章名をつけた番号を付する。
- (2) 日本建築学会が建築工事標準仕様書を刊行する目的は、建築物の施工（一部設備等の製作・施工を含む）に際して、要求目標の設定やそれを具体化する技術的手段に関する標準モデルを示すことにより、わが国で造られる建築物の品質水準の確保、使用材料・構（工）法の標準化に資することにある。それによって発注者・設計者・監理者・施工者が、標準技術の内容に関して知識を共有することが期待される。
- (3) 建築工事標準仕様書の直接の用途は、設計者が具体的建築工事の仕様書を作成する際に参考とすることにある。しかし設計者以外の監理者、施工者、メーカー、発注者に対する教育・啓発に使用されることも期待される。
- (4) 建築工事標準仕様書の本文は、工事請負契約図書を構成する設計図書の一部として使用・引用できるものとする。
- (5) 建築工事標準仕様書は、中立性を保ちながら合理的・経済的な技術水準を示すものとする。また、その内容は会員間に広く合意を持って受け入れられるものとする。
- (6) 建築工事標準仕様書は、技術に関する研究の進展、使用材料・構（工）法の進歩などを反映するものとし、もって本会の活動成果を社会に還元するのに役立たせる。したがって、仕様書は必要に応じて改定するものとする。
- (7) 建築工事標準仕様書は、実際の建築物に適用することを前提にしている以上、法令に適合するものとする。また、公的な諸規格をできる限り引用するものとする。
- (8) 建築工事標準仕様書は、異なる工事種別間で整合のとれた体系を保つことを原則とする。
- (9) 建築工事標準仕様書の本文に対する解説を別途付する。解説は、教育・啓発に役立つものとする。

2001年11月

日本建築学会 材料施工委員会

序

本会は、去る大正 12 年に建築施工技術の向上を図るため、委員会を設けて、仕様書の標準化に着手致しました。以来昭和 16 年までの間に、建築主体工事に関しては 16 の標準仕様書が作られ逐次会誌をもって発表されたのであります。その間においても技術の進歩、材料の変遷等に即して、改正が企てられましたが、当時緊迫化を辿りつつあった内外の諸情勢は、それを果さしめないまま遂に終戦を迎えたので、仕様書の改正を断念し、委員会も廃止して終ったのであります。

終戦後の混乱無秩序は、応急需要と相俟って、低劣な質の建築生産がなされて、真の建築復興の将来は実に暗澹たるものであります。しかるに進駐軍施設の建築需要が盛んになるに及んで、否応なしに海外技術の移入が行なわれるようになって、これが戦時中に低下したわが建築技術の恢復に多大の刺戟を与えたことは事実として認めない訳には行かなかったのであります。昭和 24 年頃からは、国力も稍恢復を見せたので、従って建築物の質的改善の要請が起って参り、翌 25 年 5 月には、建築基準法が制定実施に移されて質の向上が法的にも要求されるようになりました。

それに先だって、いわゆるビルブームの兆が現われ始めましたが、25 年 2 月建築制限がほとんど廃止されてからは、永らく抑制下にあったビル建築が一斉に勃興したので、これに対処するためにも、施工技術の高度化が要求されるに至ったのであります。そればかりでなく、わが国が戦争のために空白にした 10 年間と、この間の海外における建築技術の著しい進歩に鑑みても、当然施工技術の合理的改善を行わなければならない情勢にあったのであります。即ち経済性を基調に、移入技術の応用、わが国における研究成果の活用等によって、簡易化・機械化を図ることが当面の重要な課題となって来たのであります。

本会においては、これらの重要性を考慮し、昭和 26 年 5 月には、標準仕様書の全面的更改と材料規格の調査を目的とする「材料施工規準委員会」を設け、広く建築界各層の技術者および設備技術者等約 230 名を委員に御依頼して発足願ったのであります。

幸に委員長始め委員各位の熱誠なる御努力が実を結び、逐次発表を見るに至りましたことは建築界のためにも、誠に欣ばしいことであります。この仕様書が一段階となって、今後益々施工技術の進歩改善が期待される点は決して慥くないと信じます。

本会においても、本事業が建築界に大きな期待をもたれていることを察知致しまして、28 年度事業としてこの仕様書による講習会を全国的に催し、速かな普及に資することに致しました。そのため解説の執筆など委員各位の御多忙を知りつつも相当御無理を願った点多くあることを恐縮に存じております。

本書の刊行に当りまして、委員各位の御尽力はさることながら、これを御支援御協力せられました会員初め官民各方面の職場に対しましては深甚な謝意を表しますとともに、この仕様書の普及実行に一層の御協力をたまわらんことを望んで已まない次第であります。

昭和 28 年 11 月

日本建築学会

「建築工事標準仕様書」(JASS)の発刊に際して

標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります。

先ず、その根本的方針としては、技術の進歩に即応し、新材料の利用、規格の尊重、新決定用語の採用によって、時代に適合し、しかも飛躍に過ぎることのない様、官庁と謂わず、民間と謂わず、建築界全体を通じて使用し得られる仕様書の決定版を得ようとするところに、目標を置いたのであります。

この仕様書を成るべく短期間にまとめたく思ったためと、また専門中の専門知識を動員するために、調査委員会の構成は、細分科制を採り、14の分科会を設け、独り建築主体工事に限らず機械、電気などの設備工事をも含めた33章に亘る工事別仕様書の調査執筆に着手したのであります。

審議の方法は、前記14の分科会の外に、主査も参加する運用調整委員会を設け、分科会で作られた夫々の原案を更に運用調整委員会にかけて、精粗・軽重などについての分科会相互間の均衡を考え、総合的に検討を加え、その結果を、広く建築界の輿論に問うため、会誌に発表するほか、全支部を始め全国に亘り65ヶ所の連絡機関を設けて、忌憚のない御意見を求めたのであります。それ等の結果は、再びこれを委員会に戻して、再検討を行ない、斯くして得た最終案を、本決定に運ぶような方法をとったのであります。

幸に委員各位には公私共に御多忙であるにも拘らず、全く献身的な努力を傾けられまして、御蔭をもって、昨27年8月号の会誌から逐次原案を発表することができたのであります。本書に載せた仕様書は上記の方法によって得た最終本決定の一部であります。

未だ全部の完成には到りませんが、一応成果をあげたものをもって学会が講習会を全国的に開かれることになったため、原案作成委員の方々に重ねてその解説の執筆を煩わしました。時間の関係もあって、それは執筆委員各自の責任において書かれたものでありますが、これによって、細目についての制定の意図、内容などが正しく御理解願えることと思えます。本委員会としては、将来仕様書の完璧を期するために、実施上の御経験などを御申越載いて、改善に改善を重ねる考えでありますから、今後とも格別の御協力を御願い致しますのであります。

なお、委員長を扶けられて、非常な御尽力を払われた委員各位を始め資料の御提供に、あるいは連絡機関として成案に対しても貴重な御意見を御寄せ下さった全支部及び官公庁、建築事務所、建築業者等の方々に対し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会 材料施工規準委員会

委員長 下 元 連

日本建築学会建築工事標準仕様書 制定調査方針

(目的)

1. 建築の質的向上と合理化を図るための適切な施工標準を作ることを目的とし、次の点を考慮して標準仕様書を体系づけた。
 - a. 建築設計を拘束したり、統制したりしないが、統一して差支えない程度のものはなるべく一定するように努めた。しかしそのため、施工技術の最低限度を割らないよう注意した。
 - b. 施工技術の専門細分化が近来特に甚しい傾向にあるので建築技術者を始め多数の専門家の密接な協力を得て、各専門分野の技術の有機的な繋りを保つと同時にそれ等専門技術の建築技術への浸透を仕様書を通じて図ることにした。
 - c. 技術に関する研究の進展、材料の進歩等に即応し、検討を経て成果を得たものは、なるべく速かに仕様書に織り込み、研究とその成果の活用とを直結して技術に進歩性をもたせた。

(用途)

2. 広く各方面の意見を徴して、官公庁、民間を問わず中央と地方とに拘らず各種構造の建物のいずれにも適応できるものとした。

(規格、計量、法令)

3. 度量衡はメートル法を主とし、その他の計量が慣用されているものについては、括弧内に併記した。
4. 日本工業規格 (JIS)、日本標準規格 (JES)、その他の規格にあるものは規格を用い、公定規格のないもので特に業界規格等を必要とするものについては、こだわらずに採用して、それ等との調整と活用とを図った。なお場合によっては、暫定的に日本建築学会規格をも作った。
5. 建築基準法その他法令に関係ある事項は、法令に定められたところと背馳しないようにした。

(体裁、略称)

6. 建築工事における一般的かつ共通的なものについて記述し、特殊な材料、工法、寸法ならびに工法その他が数種類あるものはこれを羅列し、各工事毎に特記仕様書を附加してこれに設計者が所要の事項を記入することにした。
7. この仕様書は JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、章名の番号と併記して用語の簡明化を図った。

「建築工事標準仕様書 (JASS)」は学術、技術の進歩、材料の改善に即応せしめて、絶えず改訂を行おうとするものであるから、本仕様書を使用した経験による御意見を本会に御寄せ願ひ、その完璧を期すことに特に御協力願ひたい。

JASS 2 仮設工事

目 次

	本文	解説
1節 総 則		
1.1 適用範囲	1	11
1.2 用 語	1	11
1.3 関係官公署その他への手続き	3	14
1.4 仮設構造物の設計	3	19
2節 仮設工事計画		
2.1 一般事項	4	20
3節 事前調査		
3.1 準 備	4	28
3.2 敷地測量	4	28
3.3 縄 張 り	4	28
3.4 や り 方	4	29
3.5 墨 出 し	5	30
3.6 測量機器	5	31
3.7 地盤調査	5	34
3.8 地上・地中障害調査	5	34
3.9 近隣建物調査	5	34
3.10 近隣に及ぼす影響調査	5	35
4節 仮設建物, その他		
4.1 仮 囲 い	5	37
4.2 仮 設 建 物	6	41
4.3 仮 設 通 路	6	52
4.4 仮 設 道 路	6	61
4.5 乗入れ構台	6	65
4.6 荷受け構台	6	72
4.7 全天候工事用仮設物	6	76

5節 足 場	
5.1 一般事項	7 79
5.2 足場の保守管理	7119
6節 工事用機械	
6.1 工事用機械	7122
6.2 組立・解体および維持管理	7133
7節 工事用電気・給排水設備	
7.1 工事用電気設備	7138
7.2 工事用給排水設備	8158
8節 災害防止対策, その他	
8.1 一般事項	8165
8.2 災害防止対策	8165
8.3 公害対策	8193
8.4 災害補償対策	9199
付 録	
付 1. 労働安全衛生法 (抄)	203
付 2. 労働安全衛生法施行令 (抄)	207
付 3. 労働安全衛生規則 (抄)	209
付 4. 解説図 2.1, 2.2 (総合仮設計画図) の説明	222
付 5. 足場材料の許容応力度	224
付 6. 経年仮設機材の管理指針	226
付 7. 手すり先行工法に関するガイドライン	234
付 8. 養生機構・連層足場・大空間足場事例	242
付 9. 自動化工法・複合仮設	249
付 10. 東京の労働災害の現状	252